

## 雇用関係助成金事務取扱手引

- \* この事務取扱手引は、職業紹介事業者が雇用関係助成金の取扱いをする場合の手続きを定めたものです。
- \* 各助成金ごとの具体的な取扱いについては、別紙「雇用関係助成金の各制度の取扱い」によります。

### 1 取り扱うことができる雇用関係助成金

職業紹介事業者が取り扱うことのできる「雇用関係助成金」（「雇用関係給付金」ともいいます。）は下記の表のとおりです。

このうち「雇用給付金」は、就職困難な労働者を雇い入れる事業主に対して支給される各種助成金の総称です。この助成金を取り扱う職業紹介事業者は、その紹介によって労働者を雇い入れて当該助成金を受給しようとする事業主に対して、当該助成金受給の必要書類である職業紹介証明書を発行できることとなります。

また、「再就職給付金」は、事業主が離職する労働者のために行う再就職支援を、職業紹介事業者に委託した場合にその費用の一部を助成するものであり、現在のところ1種類だけです。この助成金を取り扱う職業紹介事業者は、当該助成金を活用して労働者の再就職支援をしようとする事業主から当該再就職支援の実施委託を受けることができることとなります。

雇用関係助成金の名称		改正内容
A 雇用給付金	1 特定就職困難者雇用開発助成金	平成27年5月1日（予定）から要件を変更
	2 高年齢者雇用開発特別奨励金	平成27年5月1日（予定）から要件を変更
	3 被災者雇用開発助成金	平成27年5月1日（予定）から要件を変更
	4 精神障害者等雇用安定奨励金 （精神障害者雇用安定奨励金）	平成27年4月1日廃止
	5 精神障害者等雇用安定奨励金 （重度知的・精神障害者職場支援奨励金）	平成27年4月10日廃止
	6 地域雇用開発助成金 （地域雇用開発奨励金）	（改正なし）
	7 高年齢者雇用安定助成金 （高年齢者労働移動支援コース）	平成27年4月1日廃止
	8 トライアル雇用奨励金	平成27年4月1日から取扱い変更
	9 障害者トライアル雇用奨励金	平成27年4月1日から取扱い変更

	10 障害者初回雇用奨励金	(改正なし)
	11 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	平成27年5月1日(予定)から要件変更
	12 障害者雇用安定奨励金(障害者職場定着支援奨励金)	平成27年4月10日から追加
B 再就職給付金	1 労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)	(改正なし)

※ 助成金名に付せられた( )の名称は、一つの雇用関係助成金が複数の助成金またはコースに分けられる場合のその名称を意味します。

※ これらの雇用関係助成金の支給機関は、A-7は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構であり、それ以外はすべて国(都道府県労働局)です。

※ 雇用関係助成金制度については、変更される場合がありますので御留意ください。

## 2 取り扱うことのできる職業紹介事業者

雇用関係助成金の取り扱いを行う職業紹介事業者は、以下に該当していることが必要であるとともに、3の項目について同意する旨の「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」(以下「同意書」という。)(様式第1号①)をその主たる事務所の最寄りの都道府県労働局(以下「事業主管轄労働局」という。)に提出することが必要です。

### (1) 雇用給付金を取り扱う場合

- ① 有料職業紹介事業者(職業安定法第30条第1項に基づく許可を受けた者)
- ② 無料職業紹介事業者(職業安定法第33条第1項に基づく許可を受けた者、又は第33条の2、第33条の3、第33条の4その他法令の規定に基づく届出を行った者)
- ③ 無料船員職業紹介事業者(船員職業安定法第34条第1項に基づく許可を受けた者、又は船員職業安定法第40条第1項の規定に基づく届出を行った者)

(注)ただし、職業紹介事業の業務範囲に制限があり、雇用給付金の対象となる求職者を取り扱えない場合は、同意書を提出することができません。

### (2) 再就職給付金を取り扱う場合

有料職業紹介事業者(職業安定法第30条第1項に基づく許可を受けた者)のうち、求職者(雇用保険法施行規則第102条の5第2項第1号口の計画対象被保険者又は同項第2号口の支援書等対象被保険者(以下「計画対象被保険者等」という。))に限る。)の再就職の実現までを支援する者

## 3 同意が必要な項目

### (1) 雇用給付金を取り扱う場合

- ① 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。

- ② 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。

## (2) 再就職給付金を取り扱う場合

- ① 事業主に対して、再就職給付金制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。
- ② 再就職支援給付金に係る計画対象被保険者等の再就職を実現したときは、速やかに、委託者たる事業主に対して、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行うこと。

## (3) 共通項目

- ① 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
- ② 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。
- ③ 都道府県労働局長の指示により、雇用関係助成金に関する取扱いを行う職業紹介事業者である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識を別添の同意書に係る事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。
- ④ 雇用関係助成金の支給に関し自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しないと認められる場合には、指示に従い標識を返還すること。
- ⑤ ④により標識を返還した場合には、返還に至った事由が改善され、再び雇用関係助成金の取扱いが適正に行われるものと都道府県労働局長が認めるまでの間、再び同意書の提出は行わないこと。
- ⑥ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。
- ⑦ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。

## 4 雇用関係助成金の取扱いについての手続

### (1) 同意書の提出

- ① 雇用関係助成金の取扱いを希望する場合は、事業主管轄労働局に同意書を提出してください。

ただし、無料の職業紹介事業及び無料の船員職業紹介事業を行う学校等は、その学校等ごとにその所在地を管轄する安定所（以下「施設管轄安定所」という。）に提出してください。

（注）同意書の提出日以後でなければ、雇用給付金の対象労働者として職業紹介を行うこと（雇用給付金の場合）、また、事業主から再就職給付金の支給対象となる再就職支援の委託を受けること（再就職給付金の場合）ができませんので、提出時期にご注意ください。

- ② 複数の事業所で雇用関係助成金の取扱いを行おうとする場合は、あらかじめ同意書

に「同意書に係る事業所一覧」（様式第2号）を添付して事業主管轄労働局に提出してください。

③ 職業紹介事業者の取り扱うことのできる雇用関係助成金の創設・改廃があった場合の取扱いは次によります。

a 新たな雇用関係助成金が創設され、その取扱いを希望する場合、その際労働局より送付される同意書の様式（様式第1号①）を用いて、当該雇用関係助成金について同意する旨を記載して労働局に提出することとなりますが、既に取り扱っている分については改めて同意書を提出する必要はありません。

b 既に取り扱っている雇用関係助成金について、名称や要件等に変更があった場合、職業紹介事業者の事務処理に実質的に影響を与える可能性があるとして認められる場合は、上記aによって追加の同意書の提出をすることとなりますが、そうでない場合は、改めて同意書を提出する必要はなく、変更後の助成金についても同意が継続しているものとして取り扱われます。

変更後の雇用関係助成金についても同意が継続している点を確認するため、労働局より同意継続確認書及び変更後の助成金の制度内容を解説した資料を送付しますので、既存の同意書受理通知書とともに保存しておいてください。

なお、職業紹介事業者の事務処理に大きな変更がない場合であっても、助成金の要件自体に一部変更が加えられている場合は、当該助成金の内容を事業主に周知する際において、その新しい要件について適切に説明をいただくようお願いいたします。

c 既に取り扱っている雇用関係助成金が廃止となった場合、当該雇用関係助成金にかかる同意は当然にして無効となりますので、改めて手続きは不要です。

④ 職業紹介事業者が、取り扱う雇用関係助成金の一部を追加したいとする場合、その追加分についてのみ、上記③ aに準じて、様式第1号①を提出することになります。

⑤ 同意書の有効期間満了後も引き続き雇用関係助成金の取扱いを希望する場合は、有効期間が満了する日までに、様式第1号①を再度提出してください。提出先は上記①に準じます。

## (2) 同意書の有効期間

許可を受けた有料・無料職業紹介事業者は、許可の満了する日までの期間内で希望する期間が有効期間となります。

また、届出を行った無料職業紹介事業者及び許可を受けた又は届出を行った無料船員職業紹介事業者には有効期間を定めません。

（注）ただし、許可の取消し、事業の廃止命令又は事業の廃止があった時点で効力は失われます。

## (3) 同意書受理通知書及び標識の交付

同意書の提出先の事業主管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）から同意書受理通知書と標識が（同意書に「同意書に係る事業所一覧」が添付されている場合は、当該一覧に記載されている事業所の分の標識をまとめて）交付されます。

なお、雇用給付金についての標識は緑色の標識、また再就職給付金についての標識はオレンジ色の標識です。

#### (4) 標識の掲示

雇用関係助成金の取扱いを行っている職業紹介事業者であることを容易に識別できるよう、事業所ごとに、その見やすい場所に標識を掲示してください。

#### (5) 取扱事業所に変更がある場合の手続

- ① 雇用関係助成金の取扱事業所を追加する場合は、事業主管轄労働局に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書変更書」（以下「変更書」という。）（様式第3号①）を提出してください。
- ② 複数の取扱事業所のうち、取扱いを終了する事業所がある場合は、取扱いを終了する1か月前までに事業主管轄労働局に変更書を提出してください。
- ③ ①又は②のほか、事業主の名称、主たる事務所の所在地、事業所番号、厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号及び同意書の別添の「同意書に係る事業所一覧」の記載事項に変更がある場合は、事業主管轄労働局に変更書を提出してください。
- ④ ①から③のいずれの場合も、変更書に関する事業所が一事業所である場合、又は同じ都道府県内に複数の事業所が所在する場合は、当該事業所の所在地を管轄する労働局（以下「事業所管轄労働局」という。）に提出することができます。
- ⑤ 変更書を提出した後、事業主管轄労働局（④の場合は事業所管轄労働局）から、変更書受理通知書が交付されます。（①の場合は、併せて標識も交付されます。）

#### (6) 雇用関係助成金の取扱いを終了する場合の手続

同意書の有効期間の途中で自ら取扱いを終了する場合は、終了する1か月前までに事業主管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）に同意撤回書（様式第4号①）を提出してください。

#### (7) 同意書受理通知書及び標識の返還

同意撤回書を提出した場合のほか、以下に該当する場合は、事業主管轄労働局（学校等の場合は施設管轄安定所）に、同意書受理通知書及び標識（取扱事業所が複数ある場合はすべての標識）を返還していただきます。

- ① 同意書の有効期限が満了した場合
- ② 職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合又は事業を廃止した場合
- ③ 雇用関係助成金の不正受給を幫助又は教唆し、その手段として虚偽の記載を行った書類を提出又は発行した場合
- ④ 虚偽の記載を行った書類を提出又は発行したことにより、雇用関係助成金の不正受給を助長したものと認められる場合
- ⑤ 度重なる労働局等からの指導にもかかわらず、必要な書類を提出又は発行せず、雇用関係助成金制度の円滑な施行を妨げると認められる場合
- ⑥ 制度変更等により、雇用関係助成金の対象となりうる求職者を取り扱えなくなった場合

（注）③～⑤により、同意書受理通知書及び標識を返還した職業紹介事業者は、返還に至った事由が改善され、再び雇用関係助成金の取扱いが適正に行われるものと事業主管轄労働局長が認めるまでの間、再び同意書を提出することができます。

## (8) 各様式の取扱い

- ① 同意書等の様式（様式第1号～第4号）が必要な場合、そのたびごとに労働局に申し出てください。なお、助成金の創設等があった場合などは労働局からお示しすることがあります。
- ② 雇用給付金に係る紹介証明書等については、例示様式第10号～第23号をコピーしたものかこれに準じて職業紹介事業者が作成した様式（ただし例示様式の項目のすべてを満たすことが必須であり、かつレイアウトも類似であることが望まれる。）を用いて所要の記入・証明を行い、それを助成金を支給申請しようとする事業主に対して交付してください。
- ③ 「特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（OCR帳票となっており、そのイメージを参考様式の1として示します。）及び「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届」（そのイメージを参考様式の4として示します。）については、必要な枚数を労働局から適宜配布しますので、これを用いて所要の記入・証明を行い、それをハローワークへ提出してください。
- ④ 「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）再就職支援証明書」（そのイメージを参考様式の2として示します。）及び「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）訓練及びグループワーク実施証明書」（そのイメージを参考様式の3として示します。）については、この助成金を支給申請しようとする事業主が職業紹介事業者に対して用紙を示して証明を求めてきますので、それに対して所要の記入・証明を行い、それを当該事業主に返戻してください。
- ⑤ ①のうち、様式第1号は平成26年4月1日（予定）以降新様式を用います。  
②のうち、例示様式第13号、第18号及び第20～22号は平成26年4月1日以降に用います。例示様式第23号は平成27年4月10日以降に用います。  
③のうち、参考様式の1は、今後、新様式を用います。③のうち、参考様式の4は、平成26年4月1日以降に用います。  
④は、ハローワークによって「再就職援助計画」が提出された日が、平成26年3月1日以降である労働者分から、従来の様式第4号が様式第5号（参考様式の2としてイメージをお示ししています。）に変更となり、様式第8号（参考様式の3としてイメージをお示ししています。）が新たに追加されていますのでご注意ください。

## (9) その他

様式第1号①の同意書、様式第3号①の変更書または様式第4号①の同意撤回書を労働局に提出しますと、労働局側ではこれを受理した旨の様式第1号②の同意書受理通知書、様式第3号②の変更書受理通知書または様式第4号②の同意撤回書受理通知書を職業紹介事業者に交付することとなりますが、事務処理の迅速化を図るために、後者の様式についても事業所名などの一部の記載事項について職業紹介事業者に記載を願うことがありますのでご協力をお願いします。

## 5 調査等の実施

雇用関係助成金の支給に関し、事業主管轄労働局長（学校等の場合は施設管轄労働局

長)が必要と認めるときは、当該都道府県労働局自ら、又は労働局等を通じて、必要な報告、文書の提出を求めるとともに、労働局等への出頭を求めることがあります。

## 6 取扱い職業紹介事業者の周知

雇用関係助成金を取扱う職業紹介事業者の名称等については、厚生労働省ホームページに掲載します。